

改定概要

一般土木工事(土工)

- ・ 地盤改良工において、深層混合処理(スラリー攪拌工)を新たに追加

舗装工事(修繕工)

- ・ 舗装工事において、修繕工(切削オーバーレイ工)を新たに追加

漁港工事・漁港海岸工事

- ・ 漁港及び漁港海岸工事における土工・舗装工をICT活用モデル対象工事として追加

適用日

- ・ 令和3年(2021年)7月1日以降に入札を行う工事より適用